



ますだすまいる 通信



益田市市民活動支援センター

組織の 地域の 団体の

経営のコツ

無料講座

～地域づくり人養成講座～ 教えます!

- コツ①** 成功志向の地域経営プランの策定
1月28日(日) 13:30～16:30
- コツ②** 地域を支える組織経営と事業の推進
2月4日(日) 13:30～16:30
- コツ③** 多様な主体による新しい協働の手法
2月25日(日) 13:30～16:30

【会場】益田市役所3階 大会議室

講師紹介

株式会社 PubliCo
代表取締役 CEO
長浜 洋二氏



最近組織を立ち上げた方や地域自治組織、NPO法人、市民活動団体の皆さんの参加をお待ちしております!

鳥取県×日本財団地方創生プロジェクト アドバイザー
日光市/座間市社会福祉協議会 アドバイザー
一般社団法人かわさき市民しきん 評議員
公益社団法人シャンティ国際ボランティア会 専門アドバイザー
1969年山口県生まれ。
米国ピッツバーグ大学公共政策大学院(公共経営学修士号)卒。
NTT、マツダ、富士通でマーケティング業務に携わる一方、米国の非営利シンクタンクにて個人情報保護に関する法制度の調査・研究、ファンドレイジング、ロビイングなどの経験を持つ。
著書に「NPOのためのマーケティング講座」

<助成金情報>

福祉医療 子ども 2017年度「連合・愛のカンパ」助成金

新たに始める、地域における「ふれあい・たすけあい活動」高齢者・子ども・障がい児(者)を含めた地域ぐるみのたすけあい・支え合い活動等を助成します。

〔助成金額〕 上限15万円
〔申込締切〕 1月31日

【対象団体】
NPO法人
市民活動団体

〔発信元〕(公財)さわやか福祉財団
〔URL〕 <https://www.sawayakazaidan.or.jp/index.html>

福祉医療 子ども 第19回 北川奨励賞

「難病や障がいのある子どもおよびその家族を支援する比較的規模の小さな団体等」を助成します。

〔助成金額〕 上限50万円
〔申込締切〕 1月12日

【対象団体】
NPO法人
市民活動団体

〔発信元〕NPO法人 コーポレートガバナンス協会
〔URL〕 <http://www.teamcg.or.jp/>

福祉医療 子ども 平成29年度「愛のともしび基金」助成事業

地域において福祉活動を行う島根県内の団体(NPO法人、住民組織、住民参加型市民活動団体、福祉団体、ボランティア団体等)を助成します。

〔助成金額〕 10万円
〔申込締切〕 1月26日

【対象団体】
NPO法人
市民活動団体

〔発信元〕山陰中央新報社会福祉事業団
〔URL〕 <http://www.shimane-ikiiki.jp/subsidies/3509>

福祉・医療 2017年度「Heart&Arts プログラム」

障がいのある人が取り組むアート活動や、それを支援する事業、普及する事業等に助成します。

〔助成金額〕 上限50万円
〔申込締切〕 1月11日

【対象団体】
NPO法人
市民活動団体

〔発信元〕(公財)パブリックリソース財団
〔URL〕 http://www.public.or.jp/PRF/news/dt_124.html

すべて 第19回社会貢献基金助成

高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、環境・文化財保険、調査研究事業、地域つながり事業(新設)、冠婚葬祭継承事業(新設)などの社会貢献事業に対し、助成を行います。

〔助成金額〕 上限200万円
〔申込締切〕 2月28日

【対象団体】
NPO法人
市民活動団体

〔発信元〕(一財)冠婚葬祭財団
〔URL〕 <http://www.ceremony-culture.jp/>

まちづくり 住まいとコミュニティづくり活動助成

社会のニーズに対応した地域活動、地域環境の保全と向上、地域コミュニティの創造・活性化、安心・安全に暮らせる地域の実現、豊かな住環境の実現につながる活動を支援します。

〔助成金額〕 上限120万円
〔申込締切〕 1月10日

【対象団体】
NPO法人
市民活動団体

〔発信元〕(一社)ハウジングアンドコミュニティ財団
〔URL〕 <http://www.hc-zaidan.or.jp/>

文化 平成30年度地域の伝統文化分野助成

古来各地に伝わる「民俗芸能」ならびに「伝統的生活技術」の継承、とくに後継者育成のための諸活動に努力をしている個人または団体を助成します。

〔助成金額〕 民俗芸能:70万円
民俗技術:40万円
〔申込締切〕 1月31日

【対象団体】
NPO法人
市民活動団体

〔発信元〕(公財)明治安田クオリティオブライフ文化財団
〔URL〕 <http://www.meijiyasuda-qol-bunka.or.jp/>

※各種助成金の詳細については、
発信元のホームページをご覧ください。

2018

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。

発行元：益田市市民活動支援センター

〒698-8650 益田市常盤町1番1号 益田市役所人口拡大課内
TEL:0856-31-0600 FAX:0856-23-7708 Eメール:npo@city.masuda.lg.jp

【お申込み方法】※各講座の開催日**1週間前**までにお申込みください。

FAX: 参加申込書を市ホームページより、ダウンロードし必要事項をご記入の上、FAX(0856-23-7708)までお送りください。

メール: 标题を「地域づくり人養成講座申込」とし、本文に以下の項目をご明記の上、メール(jinkokakudai@city.masuda.lg.jp)までお送りください。
①お名前 ②年齢 ③性別 ④住所 ⑤連絡先 ⑥参加される講座番号

【お問合せ先】
益田市政策企画局人口拡大課(担当:岩崎、桑原)
TEL:0856-31-0600 FAX:0856-23-7708 メール:jinkokakudai@city.masuda.lg.jp

QRコードを読み込むと簡単にメールを作成できます!

益田川クリーンナップ大作戦に参加しました！

平成 29 年 11 月 26 日（日）に、益田川の一斉清掃「益田川クリーンナップ大作戦」が行われました。当日、ボランティア約 200 名の参加があり、益田川新大橋から月見橋までの両岸河原のゴミ拾い、ヨシの集積作業を 2 時間で行うことができました。

ゴミの総量は、昨年「可燃ゴミ 300kg、粗大ゴミ 3 m³」に対し、今年は「可燃ゴミ 490kg、粗大ゴミ 0.5 m³」と可燃ゴミは増えていましたが、粗大ゴミが大幅に減っていることがわかりました。

清掃活動と同時に行なわれていた、吉田小学校 5 年生による川ゴミ調査探検隊では、ゴミの種類や個数を計測し環境との関連を学んでいました。環境問題の 1 つとして注目されているレジンペレットを収集している小学生も、ゴミを分別している小学生も、みんなが楽しく学んでいる姿を見ることができました。



ゴミ拾いの様子

吉田小学校 5 年生の川ゴミ調査探検隊の様子



一箇所からでも大量のレジンペレットが見つかりました。

展示コーナーは、様々な調味料等が水をどれだけ汚しているのかを知ることができました。普段の生活で水について考えるきっかけとなりました。



大人も子どももなんだろうと気になってしまう楽しく学べる展示コーナー

年々ゴミが減ってきている益田川、年々参加者が増えている清掃活動です。これからも、益田川と海をつなぐ自然環境保全活動組織の活動に参加し、応援していきたいと思えます。

（市民活動支援センター 桑原）

第 8 回 ハマグリ貝アート展の様子を紹介します！



平成 29 年 12 月 13 日～17 日に開催されていた、アンダンテ 21 のハマグリ貝アート展。吉田小学校の子ども達遊びに来ていました。ハマグリ貝アート受賞作品や、海の貝殻をたくさん展示しており、説明をしていたアンダンテ 21 の佐々木さんが、興味津々な子ども達に壁際まで押し流されてしまうほど盛り上がりしていました。



2018/1/14(Sun) 9:30~11:30

入場無料

益田学シンポジウム

～石見の鉱山と逸話～

会場：益田市立市民学習センター
多目的ホール

この度の益田学シンポジウムは
石見の産業遺産である
鉱山の歴史を紐解くとともに、
逸話や神話の持つ
観光戦略としての価値を探ります。

【お問合せ】
特定非営利活動法人 久栄会
TEL 0856-22-5028

NPO法人のみなさまへお知らせ

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める法令が閣議決定されました。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 70 号)附則第 1 条第 2 号において、「公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日」とされている改正法の一部、**貸借対照表の公告及びその方法についての施行期日が平成 30 年 10 月 1 日**となりました。

貸借対照表の公告に伴い、資産の総額の変更登記が不要となりますが、**平成 29 年度の資産の総額の登記は必要**です。事業年度終了後 **3 月以内**に変更登記を行ってください。

法人格を取得するメリット

～平成 29 年度 NPO 法人設立・運営の手引き より抜粋～

①法人名で契約や資産の所有・管理ができる

法人格を取得することで、法人名での契約等を行うことができます。

任意団体では、個人名義で行うため、個人と団体の資産の区別がつきにくかったり、契約者に負担がかかる場合があります。

(例) 銀行口座の開設、電話やインターネットの契約、事務所や駐車場の賃貸借契約
企業や行政との業務委託契約、職員との雇用契約、損害保険の契約

②社会的信用が増すことが期待できる

活動や経理に関する書類が NPO 法に基づき公開がされていること、契約の主体になれることなどから、一般的には、**任意団体より信用度が増すもの**と思われます。

また、定款を定め、役員をおくなど、組織的な活動を行なうことで、**活動の継続性や信頼性が高まる**ことが期待できます。